

令2秋消本予第2455号
令和2年1月18日

公益社団法人秋田県トラック協会 御中

秋田市消防長
(公印省略)

消毒用アルコールの安全な取扱い等について（お知らせ）

平素より消防業務にご理解とご協力を頂き、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウィルス感染拡大に伴い、手指の消毒等のためアルコールを使用する機会が増えております。

アルコールは、火気により引火しやすく、可燃性の蒸気が溜まることなどから、「消防法上の危険物」として指定されており、その取扱いにあたっては十分な注意が必要です。

今般、需要が逼迫していることに対応するため、一時的な貯蔵や運搬をする事業所が増えておりますが、貯蔵、運搬をする場合、その数量や濃度に応じて市町村長の許可、又は消防署への届出が必要となりますので、下記に該当する場合は、消防本部予防課にお問合せください。

記

1 運搬について

400リットル以上のアルコールを運搬する場合、標識(危)と消火器の設置が必要となります。

2 危険物施設

400リットル以上の貯蔵、取り扱う場合は、市町村長の許可と消防法で定める基準に適合した施設が必要となります。

3 少量危険物

80リットル以上400リットル未満を貯蔵、取り扱う場合は、火災予防条例の基準に適合した施設を設けるほか、消防署へ届出が必要となります。

4 濃度

消防法で定めるアルコールは、その濃度が60wt%以上のものが該当します。

問合せ先 秋田市消防本部予防課
危険物担当 千葉・恩賀
電話 823-4247

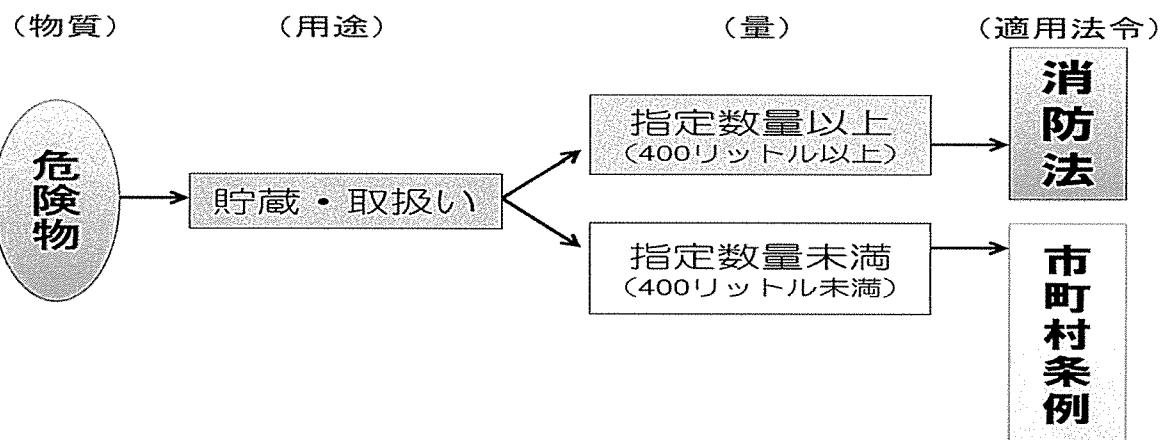
アルコールに係る適用法令等について

【危険物第四類アルコール類について】

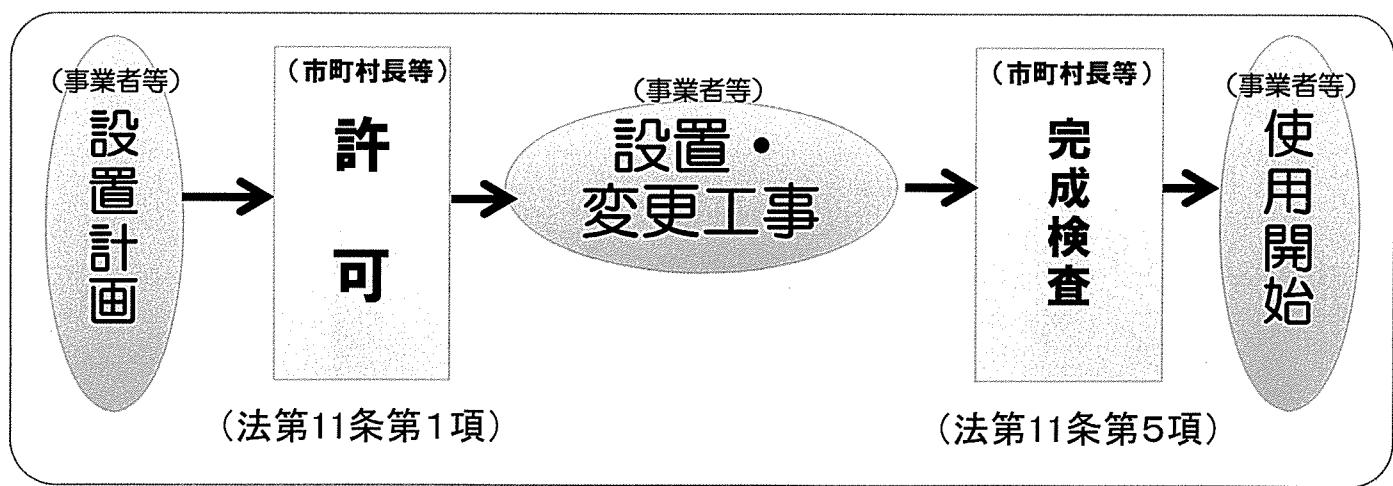
- 一般的にメタノールやエタノールなどの含有量が60パーセント以上であれば、消防法上の危険物第四類のアルコール類に該当。

【適用される法令等】

- 指定数量※以上の危険物（アルコール類の場合は400リットル以上）については、市町村長等の許可を受けた危険物施設で貯蔵し、又は取り扱う必要。
※消防法に定める貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量。
- 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（アルコール類の場合は80リットル以上400リットル未満）の貯蔵及び取扱い等の基準については、各市町村の火災予防条例で定められており、管轄の消防本部へ届出が必要。
※ 指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵及び取り扱う場合は、届出も不要。



危険物施設を新たに設置又は既存施設を変更する場合の消防法上の手続について



<ご参考> 臨時に危険物を貯蔵又は取り扱う場合の手續

危険物施設以外の場所であっても、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができることとされている（消防法第10条第1款ただし書）。

※ この場合の手續は、仮貯蔵等を行う場所を管轄する消防本部（署）に申請

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウィルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

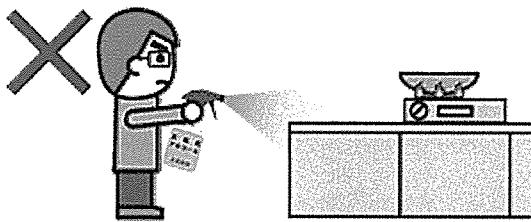
アルコールの火災予防上の特徴

- 火氣に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上的一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

⚠ 火災予防上的一般的な注意事項 ⚠

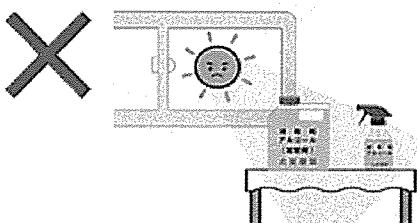
- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火氣の近くで使用しないようにしましょう。



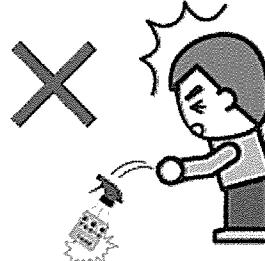
- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火氣厳禁”などの注意事項を記載してください。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滯留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことはさけましょう。

